○関東地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江戸川区松島一丁目二七〇〇番一から同区中央一丁目一二三八番六まで	前	二四・九一～四五・五三	〇・三一二
	後	二八・八三～四五・五三	〇・三一二

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
白山市宮丸町二〇七〇番一地内	前	五三・七五～一〇〇・七五	〇・〇一〇
	後	五三・七五～一〇〇・七五	〇・〇一〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	白山市宮丸町二〇七二番一から同市小上町三八番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二十七日

○北陸地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十七日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・六・三号小立野旭町線

三　事業施行期間　自平成三十年四月二十七日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市小立野二丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口県熊毛郡田布施町大字別府字外雀七番一から同町大字別府字外雀十七番三まで	前	九・五〇～九・五〇	〇・〇五八
	後	九・五〇～一二・三〇	〇・〇五八

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾道市福地町六六五番六から三原市糸崎八丁目二〇一番六まで	前	A　一〇〇・〇〇～一〇〇・〇〇	五四・六〇～三一・〇七〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一〇〇・〇〇～二〇〇・〇〇	五四・六〇～三一・四三六	
	後	A　二〇〇・〇〇～一九九・五〇		
		B　一〇〇・〇〇～二〇〇・〇〇		

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志字柳河原一二〇六番から同町大字恩志字岡崎一一六六番一まで	前	一五・二〇～三五・四〇	〇・二一〇
	後	一六・二〇～三五・四〇	〇・二一〇

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十七日　九州地方整備局長　増田　博行